指定都市の区の概要

資料2

指定都市の区（地方自治法によるもの）

＜地方自治法第252条の20、施行令第174条の43等＞

・法人格：なし
・区　長（事務所の長）：置く（職員のうちから長が命ずる）
・事務所：置く（必要があると認めるときはその出張所を置く）
・選挙管理委員会、農業委員会、区会計管理者を置く
・区地域協議会を置くことができる（構成員は区の区域内の住民から長が選任。任期は4年以内で条例で定める期間）
※区に係る事項について審議し、市町村長等に意見を述べることができる
※区地域協議会を置く指定都市は、その一部の区の区域に地域自治区を設置することができる

・事　務：①個別法に基づき処理することとされている事務
②市長の権限に属する事務を分掌させるもの

（①の例）
・戸籍事務
・住民基本台帳事務
・選挙管理委員会関係事務（選挙事務、国民審査事務、国民投票事務　等）
・農業委員会関係事務（農地の権利移動制限に関する事務　等）
・市町村税の犯則事件に関する差押等の事務

（②の例（団体により異なる））
・諸証明関係事務
・国民健康保険関係事務
・介護保険関係事務
・国民年金関係事務
・埋火葬許可関係事務

地域自治組織の比較

地域自治区（地方自治法によるもの）

＜地方自治法202条の4等＞

・法人格：なし
・事務所の長：職員をもって充てる
・事務所：置く
・期　限：なし
・地域協議会を置く（構成員は長が地域自治区の区域内の住民から選任。任期は4年以内で条例で定める期間）
※地域自治区に係る事項について審議し、市町村長等に意見を述べることができる

・事　務：市町村長の権限に属する事務を分掌させるもの
（例）・各種窓口事務
・地域振興関係事務
・コミュニティ関係事務

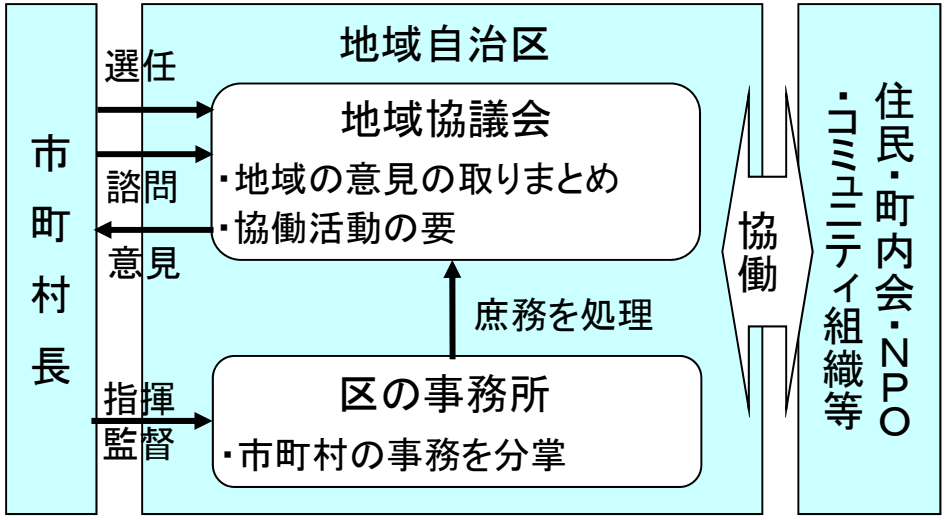

合併時の特例

地域自治区（現行合併特例法等によるもの）

・法人格：なし　＜合併特例法第23条等＞
・区　長：事務所の長に代えて置くことができる（長が識見を有する者から選任。特別職。任期は2年以内で市町村の協議で定める期間）
・事務所：置く
・期　限：市町村の協議で定める期間
・地域協議会を置く（構成員は長が地域自治区の区域内の住民から選任。任期は4年以内で市町村の協議で定める期間）
※地域自治区に係る事項について審議し、市町村長等に意見を述べることができる
・事　務：市町村長の権限に属する事務を分掌させるもの
（例）・各種窓口事務
・地域振興関係事務
・コミュニティ関係事務

合併特例区（現行合併特例法等によるもの）

・法人格：あり（特別地方公共団体）　＜合併特例法第26条等＞
・区　長：置く（長が市町村長の被選挙権を有する者から選任。特別職。任期は2年以内で規約で定める期間）
・事務所：置く
・期　限：5年以内で規約で定める期間
・合併特例区協議会を置く（構成員は長が合併特例区の区域内の住民で市町村議会議員の被選挙権を有する者から、規約で定める方法により選任。任期は2年以内で規約で定める期間）
※合併特例区に係る事項について審議し、市町村長等又は区長に意見を述べることができる
※合併特例区を設ける区域については、地域自治区を設置しないことができる
・事　務：規約で定めるもの
（例）・公の施設の設置管理事務　・地域振興関係事務
・コミュニティ関係事務

本資料中「職員数」について、横浜市及び京都市より会議開催後に数値の修正の申出があったため、変更後のものを掲載しています。

指定都市の区の組織等の状況（札幌市～浜松市）

			札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
区長及び区の組織の状況	区長	職階位（本庁●●級）	局長級	局長級	局長級	部長級（中央区：局長級）	局長級	局長級	局長級	部長級	局長級	部長級（他政令市の局長級に準ずる）
		市議会への出席	予委・決委は全区長出席、常委に関係区長が出席する場合あり	本会議・委員会とも全区長出席	－	本会議・委員会とも全区長出席	予委・決委・常委に関係区長が出席する場合あり	本会議代表質問に全区長出席、一般質問に関係区長出席	本会議・委員会とも全区長出席	本会議・委員会とも全区長出席	－	本会議・委員会とも関係区長のみ出席
	職員数	区役所職員数	3,122人	1,561人	1,619人	923人	7,319人	3,378人	291人	2,301人	438人	1,156人
		全職員に占める区役所職員の割合	22%	16%	18%	13%	27%	25%	6%	31%	7%	20%
		1区の平均職員数	312人	312人	162人	154人	407人	483人	97人	288人	146人	165人
	標準的な区役所の組織	市民分野	市民部 3課	区民部 6課 市民センター	くらし応援室 区民生活部 5課	地域振興課 市民課	総務部 6課	まちづくり推進部 4課 区民サービス部 2課	地域政策課 総務課 区民課 まちづくりセンター	地域課 区民生活課 税務課 総務課	総務・防災課 まちづくり振興課 戸籍住民課	区振興課 税務課 区民生活課 まちづくり推進課
		保健福祉分野	保健福祉部 4～7課	保健福祉センター 6課	健康福祉部 5課	保健福祉センター 4課 保険年金課	福祉保健センター 6課	保健福祉センター 5課 こども支援室		健康福祉課	保険年金課 福祉事務所 3課	社会福祉課 長寿保険課 健康づくり課
		土木・建築分野	土木部 1課	建設部 3課			土木事務所	道路公園センター 2課		建設課		
		産業分野								産業振興課		
	※区役所組織への編入状況	福祉事務所	○（移行時～）	○（移行時～）	○（移行時～）	○（移行時～）	○（昭和52年～）	○（平成7年～）	×（健康福祉局）	○（移行時～）	○（移行時～）	○（移行時～）
		保健所	×（保健福祉局）	○（平成8年～）	×（保健福祉局）	△（一部機能を全区へ移管）	○（平成6年～）	○（平成9年～）	×（健康福祉局）	△（申請窓口機能を全区へ移管）	×（保健福祉子ども局）	×（健康福祉部）
		保健センター	○（平成9年～）	○（平成8年～）	○（移行時～）	○（平成9年～）	－	－	×（健康福祉局）	○（移行時～）	×（保健福祉子ども局）	○（平成22年～）
		土木事務所	○（移行時～）	○（移行時～）	×（建設局）	△（一部機能を全区へ移管）	○（平成17年～）	○（平成15年～）	×（都市建設局）	△（道路新設工事業務の一部を全区へ移管）	×（建設局）	×（土木部）
		建築課	×（都市局）	○（移行時～）	×（建設局）	×（都市局）	×（建築局）	×（まちづくり局）	×（都市建設局）	×（建設部）	×（都市局）	×（都市整備部）
		農政事務所	×（経済局）	×（経済局）	－	×（経済農政局）	×（環境創造局）	×（経済労働局）	×（環境経済局）	△（6箇所）	×（経済局）	×（産業部）

※凡例 ： 当該組織を全ての区に編入しているもの→「○（編入年）」、 一部の区に編入しているもの→「△（箇所数）」、 本庁が直接管理しているもの→「×（所管部局名）」

出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成　「職員数」欄は平成24年4月1日現在（大阪市は5月1日現在）のものである。

本資料中「職員数」について、横浜市及び京都市より会議開催後に数値の修正の申出があったため、変更後のものを掲載しています。

指定都市の区の組織等の状況（名古屋市～熊本市）

			名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
区長及び区の組織の状況	区長	職階位（本庁●●級）	局長級	局長級	2区局長級 22区部長級	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級
		市議会への出席	－	通常は出席なし、要請により出席	通常は出席なし、委員会は要請により出席	本会議は関係区長のみ出席、委員会は全区長出席	予委・決委・常委に当番区長出席	－	－	－	当初議会の代表質疑のみ全区長出席	本会議及び常任委員会に全区長出席
	職員数	区役所職員数	3,214人	2,720人	4,907人	898人	1,803人	886人	2,074人	1,652人	2,472人	1,052人
		全職員に占める区役所職員の割合	13%	20%	13%	16%	12%	15%	18%	19%	26%	16%
		1区の平均職員数	201人	247人	204人	128人	200人	222人	259人	236人	353人	210人
	標準的な区役所の組織	市民分野	総務課 企画経理室 区民生活部 1課1室	地域力推進室 区民部 4課	総務課 市民協働課 窓口サービス課	企画総務課 自治推進課 市民課	まちづくり 推進部 5課	総務・地域 振興課 税務課 市民保険年金課	市民部 6課 会計課	総務企画課 コミュニティ支援課 市民課	区政推進部 4課 市民部 5課	総務企画課 まちづくり推進課 区民課
		保健福祉分野	区民福祉部 3課 保健所 2課1係	福祉部 4課 保健部 2課	保健福祉課	保険年金課 保健福祉総合センター 3課1室	保健福祉部 3課 （福祉事務所）	福祉事務所	厚生部 3課	福祉事務所 5課 国保年金課	保健福祉 センター 7課	福祉事務所 3課
		土木・建築分野						建設課 維持管理課 土木農林分室	農林建設部 3～4課	まちづくり整備課	地域整備部 3課	
		産業分野						農林水産振興課				農業振興課
	区役所組織への編入状況	福祉事務所	○ （平成3年～）	○ （平成9年～）	○ （昭和39年～）	○ （移行時～）	○ （平成8年～）	○ （移行時～）	○ （移行時～）	○ （平成6年～）	○ （移行時～）	○ （移行時～）
		保健所	○ （平成12年～）	× （保健福祉局）	× （健康局）	× （健康福祉局）	× （保健福祉局）	× （保健福祉局）	× （健康福祉局）	× （健康福祉局）	○ （平成9年～）	× （健康福祉子ども局）
		保健センター	－ （平成22年～）	○ （平成22年～）	○ （平成14年～）	○ （移行時～）	○ （平成8年～）	× （保健福祉局）	○ （平成9年～）	× （健康福祉局）	－ （移行時～）	○ （移行時～）
		土木事務所	× （緑政土木局）	× （建設局）	× （建設局）	× （建設局）	× （建設局）	○ （移行時～）	○ （移行時～）	× （建設局）	○ （移行時～）	× （都市建設局）
		建築課	× （住宅都市局）	× （都市計画局）	× （計画調整局）	× （建築都市局）	× （都市計画総局）	× （都市整備局）	○ （移行時～）	× （建築都市局）	× （住宅都市局）	× （都市建設局）
		農政事務所	× （農業委員会）	× （産業観光局）	× （経済局）	× （産業振興局）	× （産業振興局）	○ （移行時～）	△ （4箇所）	× （産業経済局）	× （農林水産局）	△ （4箇所）

※凡例 ： 当該組織を全ての区に編入しているもの→「○（編入年）」、 一部の区に編入しているもの→「△（箇所数）」、 本庁が直接管理しているもの→「×（所管部局名）」

出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成　「職員数」欄は平成24年4月1日現在（大阪市は5月1日現在）のものである。

区長への事務委任の状況 ①

		事務事業	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	合計
総務関係（総務関係、戸籍・登録関係、税務関係、広聴広報関係）	総務関係	歳入歳出に関すること						○					○	○	○		○				○		6
		契約事務		○				○															2
		財産区に属する予算の執行、造営物の管理処分の決定													○								1
		配当予算の執行決定						○						○	○		○				○		5
		当該区役所の臨時職員の任免に関すること										○											1
	戸籍・登録関係	印鑑登録・証明		○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○			○	○	○		○		○	15
		住居表示				○	○	○				○	○		○		○				○		8
		身分証明		○		○	○	○	○		○	○	○					○				○	10
		諸証明及び公簿閲覧	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
		船舶職員法・施行規則の諸証明													○								1
		引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明（公職選挙法施行令34の2　）					○	○			○		○		○				○	○			7
		犯罪人名簿						○	○										○				3
		市町村合併等に伴う証明書の交付に関すること										○											1
		就学通知書・就学事務						○															1
	税務関係	税理士登録申請適格調査						○							○		○						3
		登録免許税が軽減される住宅用家屋の証明（租税特別措置法施行令42①）						○						○					○				3
		市税・賦課・徴収・督促・滞納処分		○		○		○				▲		○					○				6
		市税に関する諸証明						○				○		○					○				4
		道府県民税賦課徴収		○		○						▲		○					○				5
		道府県税申告書送付、価格の通知				○						○											2
		市税過料徴収		○		○		○				○		○					○				6
		市税過誤納還付充当						○											○				2
		他団体徴収嘱託						○						○			○		○				4
		納税貯蓄組合		○		○		○						○					○				5
		国勢調査						○															1
		自衛官の募集	○										○	○	○		○		○	○			7
		自動車の臨時運行許可	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○		○		○	○	○		14
		原付・小型特殊標識交付		○		○		○				○							○				5
		一般旅券の発給申請の受付、交付、返納等									○								○				2

※　▲は事務事業欄の項目のうち一部のみを行っていることを表す。
出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

区長への事務委任の状況 ②

事務事業		札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	合計
コミュニティ振興・社会教育関係	市民カード交付		○	○	○	○																4
	市民利用施設施設使用料の徴収、減免、返還		○			○	○					○				○						5
	市民利用施設維持管理					○	○									○						3
	市民利用体育・文化施設の管理委託						○															1
	市民利用福祉施設の管理委託						○									○						2
	青少年育成事業委託						○															1
	地縁団体の印鑑登録・証明						○				○	○										3
	地縁団体の認可						○				○	○		○								4
	地域活動支援補助金交付決定等				○		○					○			○					○		5
	区民イベント補助			○			○															2
	老人クラブ助成						○									○						2
	コミュニティ広場指定、整備補助						○															1
	コミュニティ懇談会運営費補助			○			○															2
	集会所建設補助			○			○															2
	自治会・町内会館整備費融資事業						○															1
	未利用公益用地等の地域利用						○															1
	区主催の催事、儀式及び区長が行う表彰の実施														○							1
	地域振興に係る協定、覚書等の締結														○							1
福祉・衛生関係	諸届					○	○					○	○		○	○		○		○		8
	被保険者資格・認定	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○		○		○		13
	給付	○	○			○	○					○	○		○	○		○		○		10
	保険料賦課徴収	○	○	○		○	○			○	▲	○	○		○	○		○		○		13
	国民健康保険料その他の諸収入金の賦課（保険料の算定方法、料率及び減免の基準の決定に関することを除く）及び納付告知に関すること										○											1
	保険料滞納処分	○	○			○	○					○	○		○	○		○		○		10
	保険料過誤納還付充当	○				○	○					○	○		○	○		○		○		9
	保険料過料徴収	○	○			○	○					○	○		○	○		○		○		10
	諸証明					○	○			○	○	○	○		○	○		○	○			10
	保険料納付組合に関すること															○				○		2
	高額療養費貸付事業											○			○	○				○		4
	療養の給付の一部負担金の減額に関すること										○											1
	特定検診、特定保健指導																			○		1
	被保険者に対するはり・きゅう施術費支給																	○				1

※ ▲は事務事業欄の項目のうち一部のみを行っていることを表す。
出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

区長への事務委任の状況 ③

		事務事業	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	合計
福祉・衛生関係	後期高齢者医療保険	諸届	○					○					○	○		○	○		○		○		8
		被保険者資格・認定						○															1
		給付						○															1
		保険料賦課徴収		○	○		○	○					○	○		○			○		○		9
		保険料滞納処分	○	○			○	○					○			○	○		○		○		9
		保険料過誤納還付充当	○				○	○					○	○		○	○		○				8
		保険料過料徴収	○	○			○	○					○	○		○			○				8
		諸証明																		○			1
		被保険者に対するはり・きゅう施術費支給																	○		○		2
	介護保険	被保険者の資格	○	○	○		○	○					○	○			○		○		○		10
		要介護認定・要支援認定	○	○	○		○	○					○	○							○		8
		給付	○																○		○		3
		利用者負担額減額費の受給資格者の登録に係る資格の得喪	○																				1
		保険料その他の徴収金の賦課・徴収																	○		○		2
		利用者負担助成等																			○		1
		資金貸付事業																			○		1
		介護保険法に基づく地域支援事業に係る給付																			○		1
	障害者福祉関係	障害者自立支援法による障害程度区分の認定											○										1
		障害者自立支援法による介護給付費等の支給決定											▲								○		2
		障害者自立支援法による介護給付費等の支給																			○		1
		障害者自立支援法による地域生活支援事業																			○		1
		障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の通所給付決定											○										1
		障害児入所給付費の入所給付決定											○										1
		障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等の申請の受付及び支払その他の給付事務（一部を除く）											○										1
	医療費関係	乳幼児医療費助成	○	○												○	○				○		5
		老人医療費助成														○	○				○		3
		母子（父子）家庭等医療費助成	○	○												○	○				○		5
		心身障害者医療費助成		○												▲							2
		重度心身障害者医療費助成	○													○	○				○		4
		高齢重度心身障害者医療費助成														○	○						2
		老人福祉法の措置費用徴収	○				○	○								○							4
		児童福祉施設入所措置徴収																	○				1

※ ▲は事務事業欄の項目のうち一部のみを行っていることを表す。
出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

区長への事務委任の状況 ④

事務事業			札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	合計
福祉・衛生関係	各種手当金	特定障害者給付金						○				○							○		○		4
		児童扶養手当受給資格手当額認定請求			○									○									2
		特別児童扶養手当受給資格手当額認定請求			○									○		○							3
		特別児童手当支給						○															1
		引揚者給付金支給												○									1
		遺族給付金支給												○									1
		敬老祝い金支給															○						1
	年金	国民年金諸届受理、送付、手帳交付	○	○	○		○	○			○	▲	○	○		▲	○		○		○		13
		国民年金保険料納付組合															○				○		2
		老齢福祉年金諸届		○	○		○					○		○		○			○				7
	保育	保育料賦課徴収																	○				1
		保育料過料徴収																	○				1
		保育料及び道路占用料過誤納還付充当																	○				1
	上下水道	下水道事業受益者負担金																	○				1
		下水道敷地等占用許可占用料徴収						▲													○		2
		下水道条例の排水設備計画確認、工事検査																			○		1
	埋葬	埋火葬許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	17
		斎場の利用許可									○	○											2
		霊柩自動車の利用許可									○												1
		火葬場使用許可							○			○								○	○		4
	保健所	鳥獣飼育許可	○																				1
		有害鳥獣駆除	○																				1
	その他	精神障害者の保護等（精神保健及び精神障害者福祉法21、22、33）															○						1
		行旅病人・行旅死亡人に関すること						○				○		○			○						4
		条例に基づくし尿処理申込受理																			○		1
		高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく通報等受理、措置、支援																			○		1
土木関係	公園	公園施設利用許可、使用料徴収		○				○													○		3
		公園における行為許可、施設の設置占用許可、使用料徴収		○				○													○		3
		公園緑地の境界確認		○																			1
	河川関係	準用河川の占用許可、占用料等徴収																	▲		○		2
		準用河川の監督処分																			○		1
		河川管理者以外の者の行う準用河川の工事承認																			○		1
		水路使用許可、使用料徴収																			○		1

※ ▲は事務事業欄の項目のうち一部のみを行っていることを表す。
出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

区長への事務委任の状況 ⑤

事務事業		札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	合計
土木関係	道路関係																					
	道路境界の確認		○																			1
	工事施行命令（道路法22①）		○				○															2
	道路管理者以外の者の工事承認（道路法24）		○				○													○		3
	道路占用許可、占用料徴収（道路法32①③）		○				○													○		3
	道路占用料過誤納還付充当																	○				1
	警察署長との協議（道路法32⑤）		○				○															2
	国との協議（道路法35）		○				○															2
	原状回復等指示（道路法40②）		○				○															2
	違法放置物件に対する措置（道路法44の2①～⑤）		○				○															2
	負担金の徴収（道路法44の2⑦）		○				○															2
	通行禁止、制限（道路法46①１）		○				○															2
	監督処分（道路法71）		○				○													○		3
	道路の目的外使用許可		○																			1
	私道整備補助		○				○															2
	狭あい道路の拡幅整備		○																			1
	占用料徴収（道路法39）																	○				1
	その他																					
	屋外広告物除却		○																			1
	屋外広告物許可申請手数料徴収		○																	○		2
	街路灯設置、電気料補助		○	○																		2
	法定外公共物の境界確定・決定、行為許可・協議・立入り		○																			1
	条例に基づく自転車の移動、保管費用徴収																			○		1
建築関係	都市計画区域、市街地開発区域内における建築許可		○																			1
	建築物の仮使用承認（建築基準法7の6①１）		○																			1
	優良住宅認定（租税特別措置法）		○																			1
災害対策関係	避難立退勧告指示（災害対策基本法60）						○															1
	応急措置としての土砂の運搬（災害対策基本法62①）						○															1
	水害予防組合の管理等（水害予防法）						○															1
	水難救護（水難救護法）						○				○	○				○						4
	漂流物（水難救護法24①）					○	○															2
	天災による農林漁業者等への資金融通等													○								1
合計		29	56	22	18	32	82	10	7	16	31	40	37	16	34	43	7	49	13	58	8	528

※ ▲は事務事業欄の項目のうち一部のみを行っていることを表す。
出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

指定都市の区の予算の状況（札幌市～浜松市）

			札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
区の予算の状況	予算要求先		【管理予算、区独自事業】 市民担当部局 【その他】 事業担当部局	【区独自事業】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局	【管理予算、区独自事業】 市民担当部局 【その他】 事業担当部局	事業担当部局	【区執行事業】 市民担当部局 【局執行事業】 事業担当部局	【区独自事業】 財政担当部局 【管理予算】 市民担当部局 【局執行事業】 事業担当部局	【枠外要求予算】 財政担当部局 【枠内要求予算】 事業担当部局	【施設管理、イベント、道路・公園維持】 財政担当部局 【産業、建設】 事業担当部局 【住民、福祉】 市民担当部局	【区独自事業】 市民担当部局 【局執行事業】 事業担当部局	【管理予算】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局
	区における自主事業予算	事業名	元気なまちづくり支援事業	区民協働まちづくり事業	区まちづくり推進事業	区民ふれあい事業	個性ある区づくり推進費	①地域課題対応事業（区独自事業） ②地域課題対応事業（局区連携事業）	①区の魅力づくり事業 ②地域活性化事業交付金	特色ある区づくり予算	区の魅力づくり事業	地域力向上事業
		平成24年度予算額	375百万円 （1区あたり35～40百万円）	90百万円 （1区平均18百万円）	1,816百万円 （1区平均182百万円）	38百万円 （1区あたり5～8百万円）	2,245百万円 （1区平均125百万円）	①389百万円 （1区あたり55百万円） ②161百万円 （1区平均23百万円）	①17百万円 （1区あたり6.8～4.8百万円） ②66百万円 （1区あたり18～27百万円）	160百万円 （1区あたり20百万円）	29百万円 （1区あたり9.5百万円）	139百万円 （1区あたり16～32百万円）
		配分方法等	区の事業計画に合わせて配分	各区が直接財政担当部局へ予算要求	上限のある予算枠内で各区が要求	各区が作成した企画案に基づき配分	基礎額として18区一律に配分する他地域特性や税・国保の取組等に応じて配分	①各区一律55百万円を配分 ②各区の状況に応じ予算枠の範囲内で配分	各区が枠内要求予算として要求	各区が20百万円を上限に予算要求	各区が9.5百万円を上限に予算要求	均等割及び人口規模・面積に応じて配分

出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

指定都市の区の予算の状況（名古屋市～熊本市）

			名古屋市	京　都　市	大　阪　市	堺　　市	神　戸　市	岡　山　市	広　島　市	北九州市	福　岡　市	熊　本　市
区の予算の状況	予算要求先		事業担当部局	【区独自事業】 財政担当部局	財政担当部局	財政担当部局	【区独自事業】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局	事業担当部局	事業担当部局	市民担当部局	財政担当部局	事業担当部局
	区における自主事業予算	事　業　名	自主的・主体的な区政運営	区民提案・共汗型まちづくり支援事業	地域の特性や実情に応じて実施する事業	区民まちづくり基金活用事業	①区の個性をのばすまちづくり事業 ②区政振興費	区づくり推進事業	①区の魅力と活力の向上推進事業 ②まちづくり推進費	区行政推進事業	①魅力づくり事業等 ②区振興事業	―
		平成24年度予算額	160百万円 （1区平均10百万円）	210百万円 （1区平均19百万円）	1,530百万円 （1区平均64百万円）	224百万円 （1区あたり18～40百万円）	①261百万円 （1区あたり21～36百万円） ②100百万円 （1区あたり10～12百万円）	48百万円 （1区あたり7.6～20百万円）	①92百万円 （1区平均12百万円） ②1.7百万円 （1区平均0.2百万円）	310百万円 （1区あたり40～50百万円）	①327百万円 （1区平均47百万円） ②130百万円 （1区平均19百万円）	―
		配分方法等	8割は均等割、2割は人口割で配分	約5割は均等配分、残り約5割は人口配分	各区が直接財政担当部局へ予算要求	各区が直接財政担当部局へ予算要求	①各区の要求に応じて配分 ②均等割85%、人口割15%で配分	区の実情に応じて配分（一律ではない）	各区からの要求に基づき配分	大規模区は50百万円、その他の区は40百万円を配分	各区が直接財政担当部局へ予算要求	―

出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

指定都市の区における自主事業について（札幌市～名古屋市）

指定都市名	事業名	主な内容	事業例
札幌市	元気なまちづくり支援事業	まちづくりセンター単位で実施する事業や、住民による企画提案型事業など、市民主体のまちづくり活動を支援。	・子ども安全マップ作成支援 ・子育て支援セミナー ・スポーツ大会開催支援
仙台市	区民協働まちづくり事業	地域課題の解決、地域の活性化・特色ある区づくりを推進するため、市民と区役所との協働を促進する「企画事業」、市民団体が行うまちづくり活動に対する公募助成の「まちづくり活動助成事業」を行う。	・区民まつり・文化祭の協働企画 ・川の美化活動・緑化活動
さいたま市	区まちづくり推進事業	区民会議等との連携を図り、区民との協働を進め、区の個性を生かしたまちづくりを推進。	・区民満足度アップ経費（道路緊急修繕等） ・区民ふれあいコンサート
千葉市	区民ふれあい事業	区の地域特性や区民の意向を踏まえた各種事業を展開	・みんなで創る区づくり活動支援（補助） ・区民対話会
横浜市	個性ある区づくり推進費	地域の特性やニーズに応じて個性ある区づくりを推進するための経費。地域との協働により、各区の特性に応じた様々な事業を実施。	・区企画事業（地域防災力向上事業、参加と協働による地域自治検討事業）
川崎市	地域課題対応事業（区独自事業） 地域課題対応事業（局区連携事業）	地域社会が抱える課題の解決や地域特性を活かしたまちづくりを推進するため、区民の参加と協働により、実施していく事業。 （うち、局区連携事業：地域からの視点を活かして、区の課題解決を図るため、区役所が関係局と主体的に調整を行い推進する事業）	・区制40周年記念事業（区単独） ・スポーツを通じた地域活性化推進事業（局区連携）
相模原市	区の魅力づくり事業	区民としての一体感を育み、区民への愛着や誇りなどの意識の醸成を図る。	・区のCM作成 ・区民交流イベントの開催
	地域活性化事業交付金	市民の幅広い参加と協働による地域の活性化を目指して、市民が主体的に取り組む事業に交付する。	・自治会加入促進事業 ・地域史跡マップをつくる事業
新潟市	特色ある区づくり予算	区自らが区の特色を活かしたまちづくりを考え実行するために、区が直接予算要求する	・ホタルのいる原風景復元事業 ・田んぼアート制作支援事業 ・高齢者見守り体制整備支援事業
静岡市	区の魅力づくり事業	区のイメージアップや活性化を図る事業、区民との交流を促進する事業などを、3区がそれぞれ独自の視点・手法で展開	・葵区スタンプラリー ・携帯写真コンテスト
浜松市	地域力向上事業	地域課題の解決、地域資源の活用により、住みよい地域社会の実現を目指す「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」と「地域課題を解決する区企画事業」を実施。	・浜松餃子まつり＆全国餃子サミット（助成） ・防犯カメラ設置事業（区企画）
名古屋市	自主的・主体的な区政運営	各区役所が、区民ニーズを把握し、災害につよいまちづくり、区の特色や魅力を活かしたまちづくり、区民に親しまれる区役所づくり等に取り組む。	・避難所運営リーダーの養成 ・子育てサロン運営支援 ・区民まつり　・区役所授乳室の整備

出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果及びホームページ資料をもとに作成

指定都市の区における自主事業について（京都市～熊本市）

指定都市名	事業名	主な内容	事業例
京都市	区民提案・共汗型まちづくり支援事業（区民提案型支援事業）	区民が自発的、自主的に企画、運営する事業を募集し、区民まちづくり会議等の選考により採択し、経費の一部を補助。	・区民、地域団体、NPO法人、大学等が自発的、主体的に行うまちづくり活動・事業に対して経費の一部を補助
	区民提案・共汗型まちづくり支援事業（共汗型事業）	幅広い区民が参画する区民まちづくり会議における議論等を踏まえ、区民と各区役所が共汗して取り組む区民ぐるみの事業を実施。	・区民ふれあい文化祭 ・駅周辺おでかけマップの作成 ・特別養護老人ホーム等への整備助成
大阪市	地域の特性や実情に応じて実施する事業	市民参画・協働の仕組みづくり、健康づくり・地域福祉の推進、地域の子育てネットワークの形成、地域におけるスポーツ・生涯学習支援事業　等	・コミュニティ育成事業 ・成人の日のつどい事業 ・生涯学習ルーム事業
堺市	区民まちづくり基金活用事業	平成18年に創設した「堺市区民まちづくり基金」を活用し、区域の特性を活かした特色あるまちづくり事業を各区で実施する。	・区民文化祭 ・区マスコットキャラクターグッズ作成 ・高齢者見守りネットワークプロジェクト
神戸市	区の個性をのばすまちづくり事業	地域の特性に応じた新たな仕組づくりや地域の主体的な活動を育み、区民との協働により、各区の特色を活かしたまちづくりを進める。	・みんな笑顔やん健康やんプロジェクト ・神戸マラソンの元気アップ応援事業 ・はじめましてプレママサロン
	区政振興費	区民の行政需要にきめ細かく対応し、区の総合調整機能をより活性化し、区の独自の政策立案機能の充実をはかる。	・環境整備関係等の簡易な要望処理 ・広報・広聴関係及びコミュニティ事業の推進
岡山市	区づくり推進事業	各区の特色を活かしたまちづくりを区民等と協働して推進する。	・犯罪のないまちづくりを推進する事業 ・美しいまちづくりを推進する事業 ・地域活性化イベント事業
広島市	区の魅力と活力の向上推進事業	区役所が、市政車座談義や区長と住民との対話等を踏まえ、企画・立案力を十分に発揮し、地域の魅力向上に資する住民の主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することによって、魅力と活力のあるまちづくりを推進する。	・地域コミュニティの強化事業 ・ボランティア花壇づくり事業 ・地域発！わがまちブランド事業
	まちづくり推進費		・まちづくり支援センターの運営 ・商店街振興事業補助
北九州市	区行政推進事業	区役所が主体となって市民との協働により地域課題の解決や地域の活性化を推進する事業、地域まちづくり活動助成・支援事業　等	・門司港バナナの叩き売り活用及び伝承事業 ・環境美化活動支援事業 ・イノシシ対策
福岡市	魅力づくり事業等	区の裁量による区基本計画を推進する事業や区の魅力づくり事業　等	・区イベント振興事業 ・地域の子育てネットワークづくり事業 ・まちかど災害情報ステーション事業
熊本市	―	―	―

出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果及びホームページ資料をもとに作成

市議会議員（又は道府県議会議員）が選出された行政区単位において市民や区長とともに活動し、市政に反映する仕組み

◎ 該当　2市

	川崎市	横浜市
内容	市議及び県議は、その議員の選挙区とされる区の区民会議に出席することができ、会議に出席した議員は区民会議参与として必要な助言をすることができる。	「個性ある区づくり推進費（自主企画事業費）」の創設を契機に、区と各区選出市会議員が意見交換するための協議の場として、「区づくり推進横浜市会議員会議」を平成6年5月に設置。 会議では、各区における諸課題や各事業の必要性について、区長が説明。 区では、この会議で出された意見を極力予算へ反映させるよう努めている。 平成17 年度の区予算制度の改革に伴い、区政に関する重点政策事業事項等について、これまで以上に各区選出議員と区がより多く意見交換を果たせるよう、開催回数を年2回から3回に拡大するなどの見直しを行った。 ・6月頃　当該年度執行計画 ・10月頃　前年度執行実績、 当該年度執行状況 次年度予算編成の考え方 ・2月頃　次年度予算案の概要

出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

地方自治法に基づく区地域協議会の設置状況

◎ 該当　2市

	新潟市	浜松市
設置組織	法第252条の20第6項に規定する区地域協議会(19年4月設置) (名称:区自治協議会)	法第252条の20第6項に規定する区地域協議会(19年4月設置) (名称:区協議会)
委員構成(委員数)	30人以内で構成 ・地域から選出された者・公共的団体等から選出された者 ・学識経験者・公募による者	定数20人(西区・北区・天竜区は25人) (以下、各区合計数) ・区協議会が選定した公共的団体等から推薦された者100名 ・区協議会から直接指名された者42名　・公募による者13名
選任方法	区自治協議会からの推薦に基づき市長が任命する。推薦に当たっては、各区自治協議会内に置かれる推薦会議による。	区協議会が設置する推薦会(区協議会委員3～7名で構成)が、公共的団体等の選定案、公募委員の公募方法・選定方法案、直接指名委員の推薦案の作成等を行い、区協議会で承認した後、案に基づき、市長が選任する。
任期	2年(再任は、原則1回まで)	2年(再任は1回限り)
所掌事務・権限	①　当該区域に係る市長等からの諮問事項に対する答申 ・　区役所が所掌する事務に関する事項 ・　前号に掲げるもののほか、市が処理する区の区域に係る事務に関する事項 ・　市の事務処理に当たっての区民等との連携の強化に関する事項 ②　当該区域の事項に係る市長の必須意見聴取 ・　総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項 ・　区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項 ・　特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案に関する事項	①　当該区域に係る市長等からの諮問事項に対する答申 ・　当該区の区役所が所掌する事務に関する事項 ・　上記もののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項 ・　市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 ・　新市建設計画に関する事項 ・　合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項 ・　基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項 ・　区役所に係る予算編成に関する事項 ・　大規模な組織改編に関する事項 ・　区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項 ・　これらに掲げるもののほか、規則で定める重要な事項 ②　当該区域に係る建議・要望
報酬の有無	報酬なし (ただし、会議等に出席した委員には、3,000円の費用弁償を支給)	日額5,000円 (会長職は日額6,000円)
平成23年度の活動状況(標準的な区の例)	年12回　(中央区自治協議会)	年12回(中区協議会)

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

区単位の住民自治に関する組織の設置状況（任意設置）

◎ 該当　11市

	札幌市	さいたま市
設置組織	区民協議会 （組織名称、設置時期、構成団体等は区によって異なる）	区民会議 （平成15年4月1日）
委員構成（委員数）	・ 連合町内会その他の地域の各種まちづくり活動団体 ・ 構成団体の範囲や数は、区によって異なる。	・ 原則20名以内（区長の裁量により増員することができる。）
選任方法	・ 区によって異なる。	（桜区区民会議の例） 合計16名 ・ 各種団体又は市民活動団体から推薦を受けた者10名 ・大学から推薦された者1名 ・公募により選出された者5名
任期	・ 団体又は団体の代表者を構成員としており、原則として任期の定めはない。	・ 2年（再任は、原則1回まで） ・ 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
所掌事務・権限	・ 区民協議会では、自ら設定したテーマや各構成団体の活動内容に関する情報共有や地域課題を把握した上での意見交換などの活動を行っており、その対象とする範囲については特段の制約はない。	① 区民が主体となって、区内のさまざまな課題等を協議し、区長に提言する。 ② 協議内容は、区が主体的に取り組むべき地域課題等を基本とし、テーマ設定の範囲は概ね次のとおりとする。 ・ 区長から提示したもの ・ 委員の発意によるもの
報酬の有無	・ 報酬・費用弁償なし。	・ 報酬なし （ただし、予算の範囲内で、会議の出席に対し、交通費程度を支給することができる。）
平成23年度の活動状況（標準的な区の例）	・ 区によって、取り上げるテーマや活動の形態（情報共有、意見交換、実践活動等）は様々である。	桜区の例・・・年7回 ・第1回　平成23年5月26日　協議テーマについて協議 ・第2回　6月30日　「桜区ブランド再発見」について協議 ・第3回　7月21日　桜区ブランド候補となる地域資源の抽出 ・第4回　9月15日　地域資源のアンケート結果について協議 ・第5回　11月10日　提言書の作成について協議 ・第6回　平成24年1月26日　提言書の作成について協議 ・第7回　3月14日　委員発意による協議テーマについて協議

出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

区単位の住民自治に関する組織の設置状況（任意設置）

◎ 該当　11市

	横浜市	川崎市
設置組織	泉区地域協議会 （平成21年4月設置）	区民会議 （平成18年　区民会議条例公布・施行）
委員構成（委員数）	・ 区内12地区に展開している「地区経営委員会※」から、各2名選出。委員合計24名 ※ 地区経営委員会：区内12の地区連合町内会の区域を単位として、自治会町内会のほか、地域で活動する団体で構成され、地区内の合意形成を図りながら課題解決に取り組む組織。	・ 各区において、選出された区民により20名以内で構成 （区民：その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいう。）
選任方法	・ 各地区経営委員会において推薦された者の中から、区長が委嘱する。	・ 団体推薦 ・ 公募（公募は、申込書及び小論文による書類選考） ・ 区長推薦
任期	・ 2年（再任を妨げない）	・ 2年（委員の在任期間は、附属期間等の設置等に関する要綱に基づき、就任時に通算10年を超えない範囲で各区の状況に合わせて運用することとしている。なお、各区において要綱で再任回数を規定しており、1～2回まで可としている。）
所掌事務・権限	① 地域に関わる区の施策について、区長の諮問を受け、審議し、答申すること。 ② 地域の課題解決について情報交換を行い、地区経営委員会の活動に反映させること。 ③ 区の事務事業について、評価し、提言を行うこと。	・ 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。また、その他、区民の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るために必要な事項について調査審議を行うこと。 ・ 審議結果を適切な時期に区長に提出すること。
報酬の有無	・ 報酬なし （会議出席した委員に費用弁償を支払う）	・ 区民会議1 回の出席につき8,000 円 ・ 専門部会1回の出席につき2,000 円
平成23年度の活動状況（標準的な区の例）	＜他の自治組織・・・区民会議＞ 区民会議は、昭和49年に各区で発足し、区民相互の創意により、民主的な立場に立って話し合い、住み良いまちづくりを目指すことを目的として、現在6区で活動。 区民会議で話し合われた内容は、要望・提言として、区役所へ提出し、区政に反映。	第3期川崎区区民会議（平成22、23年度） 【全体会】 ・平成22年度・・・3回 ・平成23年度・・・3回 【専門部会】 ・幹事会、高齢者部会、子ども部会、環境部会を設置。 年5～7回程度開催。

出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

区単位の住民自治に関する組織の設置状況（任意設置）

◎ 該当　11市

	相模原市	静岡市
設置組織	緑区区民会議・中央区区民会議・南区区民会議 （平成22年7月設置）	静岡市区民懇話会 （静岡市区民懇話会設置要綱）
委員構成（委員数）	25人以内で構成 ・　区内のまちづくり会議から推薦された者 ・　区内の公益的活動を行う団体から推薦された者 ・　学識経験のある者 ・　区内の住民（公募等）　・　市長が特に必要と認める者	各区10名程度 ・　市内全域を活動区域とする団体の代表者 ・　区の区域に所在する団体の代表者 ・　区民
選任方法	・　団体による推薦 ・　公募による募集（選考委員会で選考）　等	・　団体からの推薦又は市からの就任依頼により選出する。 （公募枠については、市職員（区役所・本庁）により各区ごとに組織する区民懇話会公募委員選考委員会にて選考する。）
任期	・　2年	・　依嘱された日の属する年度の翌年度末 （最大2年、再任は1回まで）
所掌事務・権限	・　区のまちづくりに関する必要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	・　懇話会は、次に掲げる事項について審議し区長に提案する。 1　地域の諸問題に関すること。 2　区の魅力づくり事業に関すること。 3　区民交流の促進に関すること。 4　区の特性を活かしたまちづくりに関すること。 5　その他、区における施策に関すること。
報酬の有無	・　報酬　日額12,600円　（費用弁償として、市外に住所を有する者について、住所地又は勤務地から会議等に出席するために必要とする鉄道賃又は車賃の実費を支給。）	・　報酬　出席１回につき　8,000円 （費用弁償　出席にかかった交通機関運賃を実費にて支給）
平成23年度の活動状況（標準的な区の例）	南区区民会議　・・・平成23年度は12回開催(以下開催例) ・第8回　平成23年 4月26日 「東日本大震災」に対する取り組み・課題について 南区の現状と課題の整理について ・第19回　平成24年3月9日 南区区ビジョン答申案について	葵区の例・・・年6回（以下開催例） ・第1回　平成23年5月25日 区民懇話会の概要について 第4期葵区区民懇話会の検討テーマについて 第4期葵区区民懇話会のスケジュールについて ・第6回　平成24年2月29日 「安全・安心な地域コミュニティを考える」―地域防災力の向上を目指して―について

出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

区単位の住民自治に関する組織の設置状況（任意設置）

◎ 該当　11市

	名古屋市	京都市
設置組織	安心・安全で快適なまちづくり協議会 （設置時期：平成16年度） ※区によって名称が異なる	区基本計画推進組織を設置 （名称や設置時期は、区ごとに異なる）
委員構成（委員数）	・　地域や事業者団体の代表、公共的団体、警察署等の関係行政機関などで構成 ※区によって異なる	・　構成員及び人数については、各区の取組によって異なるが、概ね、自治会組織、学識経験者、事業者、NPO法人、市民公募委員など、様々な分野から幅広く区民に参画いただいているケースが多い。 ・　選出方法及び任期についても同様であり、例えば選出方法については、自治会組織からの推薦を依頼したり、公募による選出を行うなど多岐にわたっており、組織の活性化を図れるよう各区において工夫を行い選出を行っている。
選任方法		
任期	・　定めなし	
所掌事務・権限	・　設置目的・・・ 安心、安全で快適なまちづくりに関する市民活動を推進し、地域の課題について総合的に取り組むため、市民及び事業者と協働し、公共的団体及び関係機関の参画を得て、区ごとに安心、安全で快適なまちづくりを推進するための組織を整備したもの。	・　将来ビジョンを区民と共有し、個性あふれるまちづくりを展開するため、各区において基本計画を定めているが、幅広い区民の参加を図って取組が進められるよう設置している。 ・　各区において違いはあるが、概ね以下の取組を行っている。 1　区基本計画に係る各事業の事業決定、実績報告 2　区基本計画全体の進捗管理・評価
報酬の有無	・　報酬なし	・　報酬・費用弁償の有無については、①無報酬，②旅費相当額を現物支給、③一定の謝礼を支払うなど、各区によって対応が異なる。
平成23年度の活動状況（標準的な区の例）	・町を美しくする運動 ・交通安全市民運動 ・青少年育成運動 ・生活安全市民運動 ・防災安心まちづくり運動 （上記の5つの活動の他、自転車駐車対策協力活動、犬猫ふん害等対策活動、歩行喫煙等対策活動など地域課題の解決に向けた活動に取り組んでいる。）	・　活動状況については、各区の状況に応じて、年数回程度（1回～6回程度）の実施を行っている。

出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

区単位の住民自治に関する組織の設置状況（任意設置）

◎ 該当　11市

	大阪市	堺市
設置組織	○○区区政会議 （平成23年7月～9月設置） ※各区の区政会議開催要綱の施行期日によって異なる。	区民まちづくり会議 堺区（H20.12.1）、中区（H20.9.1）、東区（H20.12.1）、西区（H20.11.1）　南区（H18.6.1）、北区（H20.10.1）、美原区（H19.12.7）
委員構成（委員数）	合計　7名～35名 ・公益活動を行う団体から推薦された者　6名～31名 ・委員に応募した者　1名～6名 ・区長が適当と認めた者　0～7名	合計人数は、各区によって異なり、15名から30名 ・区内の自治連合協議会が推薦する者 ・民生委員児童委員会など、公共的団体が推薦する者 ・公募による者
選任方法		・各種団体から推薦された者を選任 ・公募委員については、小論文等により選考
任期	・概ね1年～2年 ※ 再任については、「審議会等の設置及び運営に関する指針」において、「特に必要がある 場合を除き、在任期間が 引き続き4年を超えない、又は引き続き再任1回まで」とされている。	・懇話会として位置付けられているため任期はない。ただし、依頼期間としては2年程度。
所掌事務・権限	・区政運営及び区において実施される事務事業について意見を述べ、区政を評価する。	○ 当該区域に係る課題等に関する協議 ・地域の課題解決に向けた区と区民との協働による具体的活動等について協議 ・区の行動計画の進捗状況に関すること ・区の自主事業に対する企画提案
報酬の有無	・　報酬、費用弁償ともなし。	・　報酬なし （謝礼として、年間で5,000円の図書カードを支給する区もある）
平成23年度の活動状況（標準的な区の例）	・年2回実施：6区 ・年3回実施：12区 ・年4回実施：6区 （区政会議の設置根拠である「区における総合行政の推進に関する規則」において、区長は、必要に応じて区政会議の部会を開催することができるとされており、平成23年度には、12区で分野・課題別の部会を開催している。）	＜会議名称＞　南区区民まちづくり会議 ＜開催実績＞ 全体会　年間6回 専門部会 ・交流班　年間4回 ・魅力班　年間7回 ・安心班　年間5回 その他活動　フィールドワーク等　年間10回

出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

区単位の住民自治に関する組織の設置状況（任意設置）

◎ 該当　11市

	神戸市
設置組織	区民まちづくり会議（平成6年10月）
委員構成（委員数）	各区ごと原則として50名 ・　自治会・婦人会・子ども会・老人クラブ・ふれあいのまちづくり協議会などの地縁系団体、ボランティア・NPO、大学関係者など
選任方法	・　区長の推薦に基づき市長が委嘱
任期	・　2年
所掌事務・権限	1　実践活動の企画・検討、実施、支援、提案等に関すること 2　活動等のテーマに関し、広く区民の声を聴く懇談会等の開催に関すること 3　その他，市政・区政に関する提言・提案及び目的を達成するために必要な活動に関すること
報酬の有無	・　報酬なし
平成23年度の活動状況（標準的な区の例）	長田区区民まちづくり会議 （開催実績　平成22年度～平成23年度の2ヵ年） ・総会　　全4回 ・各部会　全11回～18回

出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

大都市の市議会議員が区の議員等を兼ねている例

◎パリ（フランス）の区（Arrondissement）

1．市議会議員と区議会議員
・20の区がそのまま選挙区となり、両者の選挙は同一の名簿により同時に実施。
・区ごとの市議会（定数163）と区議会（定数合計354）の定数の割合は、原則1：2。区議会の定数は最も少ない区でも10。
・各区議会での当選者のうち、各党派・各区ごとの名簿における上位者が同区選出の市議会議員を兼務。

2．区議会の権限
・市議会と市民の間の媒介役（区内の問題に関して書面・口頭で質問）
・市議会の諮問機関（区内の事業や活動団体への助成、市の公共施設運営の条件等について事前に意見を述べる）
・地区の公共施設の管理機関として、その立地計画を決定（ただし、公共施設の一部は市の管轄であり、また費用支出の最終決定権は市議会が有する）。
・経常予算については、各区議会は、毎年、当該議会の経常収支の内訳を明らかにする区財政特別報告書を採択し、市の予算の付属文書として市議会に提出。

3．区長
・区長は区議会・市議会の兼務議員の中から区議会で互選。区の代表と国の行政機関という二重の役割を負う。
・区の代表者として、区の土地利用、開発、公共施設整備等の事業に関して発言権を持ち、区内の公共住宅の半数の入居割当などの事務権限を市長から委任される。国の機関として、戸籍、選挙、義務教育、国民役務に関して市長の所轄する事務を行う。
・投資予算の議決権は市議会が有するが、採決前に市長と各区長により構成される公共施設計画会議への諮問が義務付けられている。

◎トロント（カナダ）のコミュニティ・カウンシル（Community Council）

1．市議会議員とコミュニティ・カウンシル
・コミュニティ・カウンシルは、市議会において分野ごとに設けられる委員会とは別に、市議会の中に地域の声を反映させるため、市議会の44の小選挙区を4つにまとめた区域（選挙区数10～12）ごとに設けられる委員会で、各区域から選出された市議会議員が委員となる。

2．コミュニティ・カウンシルの権限
・区域内の開発計画、交通・駐車規制等に関する市議会への提案
・柵の高さ等の規制の免除や路上カフェの免許等に関する決定権限
・住民が口頭又は文書による意見表明を行うことも可能

（参考文献：植村哲他（2009）「サルコジ大統領によるフランスの地方自治制度改革に関する動向（三）」（「地方自治」第741号）、自治体国際化協会（2009）「フランスの地方自治」、トロント市ウェブサイト）

地方自治法における普通地方公共団体の議員の兼職禁止規定の沿革（1）

○　地方自治法（昭和22年法律第67号）　※制定時の条文

> 第92条
> ①　普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。
> ②　普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体の有給の職員と兼ねることができない。

※　都道府県議会議員の場合

兼職禁止　・・・　国会議員、当該都道府県の知事及び有給の職員
兼職可能　・・・　市町村長及び市町村の有給の職員、市町村議会議員

○　昭和23年改正で、普通地方公共団体の議員は、当該普通地方公共団体のみならず他の地方公共団体の有給の職員との兼職も禁止。

> 第92条
> ②　普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の有給の職員と兼ねることができない。

・　政府原案では、盛り込まれていなかったが、衆議院の治安及び地方制度委員会において修正され、第2項中「当該普通」を削除。

・　衆議院治安及び地方制度委員会委員長の本会議での説明
「・・・現在府県会議員の半分ないし2、30パーセントは市町村長がやっており、執行機関と議決機関とを混同しておるきらいがあるのみならず、これらの職務はいづれも多忙な劇職であるから、相兼ねることは不適当であると認めたゆえんであります。」

※　都道府県議会議員の場合

兼職禁止　・・・　国会議員、都道府県の知事及び有給の職員、市町村長及び市町村の有給の職員
兼職可能　・・・　市町村議会議員

地方自治法における普通地方公共団体の議員の兼職禁止規定の沿革(2)

○ 昭和25年の公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律(法律第101号)改正で、普通地方公共団体の議会の議員は、他の普通地方公共団体の議員との兼職について禁止。

第92条
② 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員及び有給の職員と兼ねることができない。

・ 原案では、この点についての改正は提案されていなかったが、参議院の特別委員会において公職選挙法案の修正に伴い、第2項中「議会の議員及び」を追加。

※ 都道府県議会議員の場合

兼職禁止 ・・・ 国会議員、都道府県の知事及び有給の職員、市町村長及び市町村の有給の職員、市町村議会議員